



Title	米国の標的殺害政策に関する一考察
Author(s)	矢野, 哲也
Citation	国際公共政策研究. 2013, 18(1), p. 199-212
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/50264
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

米国の標的殺害政策に関する一考察

A Study of U.S. Targeted Killing Policy

矢野哲也*

Tetsuya YANO*

Abstract

The targeted killing policy by the U.S. government as part of its counterterrorism strategy has become a new political issue in the United States. The driving force behind the new mode of warfare, called the Predator drone warfare, that makes targeted killing possible is the existence of drones supported by remarkable technological innovation. The purpose of this article is to clarify problems with U.S. targeted killing by drones and thereby to consider what lies ahead for this new military policy.

キーワード：標的殺害、無人攻撃機戦争、付隨的被害、友軍誤射、米国自由人権協会

Keywords : Targeted killing, Predator drone warfare, Collateral damage, Friendly fire,
American Civil Liberties Union (ACLU)

* 国際公共政策博士、陸上自衛隊第3師団・法務官。なお本論文は、筆者が所属する防衛省・自衛隊の見解を代表するものではありません。

1. はじめに

標的殺害（Targeted Killing）という用語は、我が国の研究者の間でもほとんど知られていない。しかし、それは今や対テロ戦争の最前線に立つ米国、イスラエル等の欧米諸国において自らの安全保障のための主要な政策に位置付けられるとともに、国際機関である国連も人権法の観点から調査研究に乗り出すなど国際社会にとって無視できない新たな軍事力行使の手段・方法となってきている¹⁾。

中でも米国は2010年4月、米国籍を有する者が国際テロ組織のアルカイダに関係する容疑者と見なされた場合、たとえ自国民であっても標的殺害の対象に指定できるとした上で、翌年9月にはイエメン国内に潜伏中の米国籍を有する聖職者のアンワル・アル・アウラキ（Anwar al-Awlaki）容疑者を無人機によるミサイル攻撃で殺害するに至った²⁾。また、最近ではNBCニュースが、「アルカイダ又はそれと連携する軍事組織の上級作戦指導者である米国市民」（a U.S. citizen who is a senior operational leader of al-Qa'ida or an associated force of al-Qa'ida）に対する国外での標的殺害を合法とした司法省の非公開報告文書の内容を報じるとともに、その数日後には次期中央情報局（CIA）長官に指名された当時のブレナン（John O. Brennan）国土安全保障・対テロ担当大統領補佐官が、議会上院情報特別委員会の公聴会において標的殺害は脅威を軽減するための選択肢が他にない時、人命を守る最後の手段としてのみ実行していると述べた上で、それを継続する考えを改めて表明している³⁾。なお上記司法省の非公開報告文書によれば、①標的とされる個人が米国に対する攻撃を行う差し迫った脅威を明らかにしていると大統領が決定すること、②捕獲は不可能であるが、捕獲が可

1) 米国では、ハロルド・コー（Harold Hongju Koh）国務省法律顧問（当時）が2010年3月の米国国際法学会において、オバマ政権による標的殺害政策の合法性を表明するとともに、ジョン・ブレナン（John O. Brennan）国土安全保障・対テロ担当大統領補佐官（次期米中央情報局長官）も、2012年4月の講演で、標的殺害が武力紛争法の諸原則に適う合法的かつ倫理的な軍事力の行使であることを明らかにしている（拙稿「米国の無人機による新たな軍事行動について」『防衛研究所紀要』第15巻第1号、27頁脚注28参照。なお左記拙稿において、Koh氏の日本語訳を「ハロルド・クー」としたのは「ハロルド・コー」の誤りであり、ここに訂正する。）。またイスラエルでは、2006年12月に最高裁判所が政府による標的殺害政策を合法と見なす判決を下している。同最高裁判決は次を参照。HCJ 769/02, 14 December 2006 : *The Public Committee against Torture in Israel & Palestinian Society for the Protection of Human Rights and the Environment versus The Government of Israel ; The Prime Minister of Israel ; The Minister of Defense ; The Israel Defense Forces ; The Chief of the General Staff of the Israel Defense Forces & Shurat HaDin □ Israel Law Center and 24 others.* http://elyon1.court.gov.il/Files_ENG/02/ 690/007/a34/ 02007690a34.htm、2013年2月17日アクセス。更に国連は、2010年5月に人権理事会において調査研究報告書を公表し、現在行われている各国の標的殺害の合法性の確保と一般市民への付随的被害の防止策を勧告している（A/HRC/14/24/Add.6, 28 May 2010, Report of the Special Rapporteur on extrajudicial, summary or arbitrary executions, Philip Alston, pp.27-29, <http://www2.ohchr.org/English/bodies/hrcouncil/docs/14session/A.HRC.14. 24.Add6.pdf>、2011年4月28日アクセス。以下、脚注表記はA/HRC/14/24/Add.6と略）。

2) "U.S.Approves Targeted Killing of American Cleric," *New York Times*, April 6, 2010, <http://www.nytimes.com/2010/04/07/world/middleeast/07yemen.html>、2011年4月28日アクセス。"U.S.-Born Qaeda Leader Killed in Yemen," *New York Times*, September 30, 2011, <http://www.nytimes.com/2011/10/01/world/middleeast/Anwar-al-awlaki-is-killed-in-yemen.html>、2011年10月1日アクセス。なおアンワル容疑者の殺害に関し、同紙は米国自由人権協会（ACLU）法務部長代理の非難声明として、それが戦場から遠く離隔した米国市民に対して司法手続を排除するとともに国民や裁判所に対し秘匿された基準や証拠に基づいて自らの政府によって実行された旨を紹介している。

3) "Justice department memo reveals legal case for drone strikes on Americans," by Michael Isikoff National Investigative Correspondent, NBC News, 30 Jan 2013 9:30pm, EST, http://openchannel.nbcnews.com/_news/2013/02/04/16843014-justice-department-memo-reveals-legal-case-for-drone-strikes-on-americans、2013年2月17日アクセス。なお司法省の非公開文書（Department of Justice White Paper, Lawfulness of a Lethal Operation Directed Against a U.S. Citizen Who is a Senior Operational Leader of Al-Qa'ida or An Associated Force）については次を参照。<http://msnbcmedia.msn.com/i/msnbc/sections/news/020413 DOJ white paper.pdf>、2013年2月17日アクセス。また指名承認公聴会におけるブレナン次期CIA長官の発言内容については次を参照。Transcript : U. S. Senate, Select Committee on Intelligence, Washington, D.C. Open Hearing on the Nomination of John O. Brennan to be the Director of the Central Intelligence Agency, Thursday February 7. 2013, p.56, <http://intelligence.senate.gov/130207/transcript.pdf>、2013年2月17日アクセス。

能となるよう監視は継続されていること、そして③そのための作戦が戦争法の基本原則に従って行われる限り、標的殺害は非合法ではなく国家自衛のための合法的な行為と見なされ、また政府機関による暗殺を禁じた行政命令第12333号（Executive Order 12333）などの連邦法にも抵触しないとされている⁴⁾。

それでは標的殺害とは、いかなるものであろうか。この点について作戦を担任する米軍の統合参謀本部編纂軍事用語辞典及び統合特殊作戦、対テロリズム及び軍事目標選定に関するいずれの教義マニュアルにも、標的殺害の用語やそれについての記述は見受けられない⁵⁾。因みに、国連人権理事会が2010年5月に公表した標的殺害に関する調査研究報告書（調査研究を担当した特別報告官の名に因み「アルストン報告」という。）によれば、標的殺害とは国家又はその代理者あるいは武装勢力による特定個人の意図的かつ計画的な殺害とされ、それは国際法に定義された専門用語ではなく、イスラエルがパレスチナ占領地域における標的殺害政策を公表した以後、一般化したという⁶⁾。また、標的殺害に詳しい赤十字国際委員会のメルツァー（Nils Melzer）法律顧問は、標的殺害の定義として、①殺害を目的とした部隊の使用であること、②殺害のための企図、計画及び審議がなされること、③標的は選別された個人であること、④司法手続上の身体拘束は不要であること、⑤国際法上の問題に起因すること、の5つの構成要件を具備するものとした上で、標的殺害の規範は非国家主体にも適用されると述べている⁷⁾。

そして、自国民に対する標的殺害を合法としながら、その定義すら明らかにされていない米国において標的殺害の違法性を追究する訴訟活動を展開しているのが、国内で影響力を有するNGO組織の米国自由人権協会（American Civil Liberties Union, ACLU）と憲法権利センター（Center for Constitutional Rights, CCR）である。特にACLUは、米国籍を有するアル・アウラキ容疑者を殺害リストに加える政府決定が報じられた2010年8月30日に、同容疑者の父親を原告に立て、標的殺害が不合理な搜索・押収・抑留の禁止や法の適正な過程（due process of law）を定めた合衆国憲法修正第4条及び同修正第5条並びに慣習国際法に違反する旨の訴えを米連邦地方裁判所に提起した⁸⁾。ま

4) Department of Justice White Paper, op.cit. また行政命令12333号は1981年に当時のレーガン大統領によって発出され、暗殺の禁止を規定した第2.11項は、何人も暗殺に関与又は謀議する政府に雇用され又は政府のために行動してはならないとしている（Executive Order 12333 United States Intelligence Activities, U.S. Federal Register , Dec. 4, 1981, <http://www.archives.gov/federal-register/codification/executive-order/12333.html>, 2013年3月3日アクセス）。

5) U.S.Joint Chiefs of Staff, *JointPublication 1-02 Department of Defense Dictionary of Military and Associated Terms*, 8 November 2010 (As Amended Through 15 December 2012), http://www.dtic.mil/doctrine/new_pubs/jp1_02.pdf ; JCS, *Joint Publication 3-05 Special Operations*, 18 April 2011, http://www.dtic.mil/doctrine/new_pubs/jp3_05.pdf ; JCS, *Joint Publication 3-26 Counterterrorism*, 13 November 2009, http://www.dtic.mil/doctrine/new_pubs/jp3_26.pdf ; JCS, *Joint Publication 3-60 Joint Targeting*, 13 April 2007, [http://www.bits.de/ NRANEU/others/jp-doctrine/jp3_60\(07\).pdf](http://www.bits.de/ NRANEU/others/jp-doctrine/jp3_60(07).pdf), いずれも2013年2月19日アクセス。

6) A/HRC/14/24/Add.6, pp.3-4.

7) Nils Melzer, *Targeted Killing in International Law*, Oxford University Press, 2008, pp.3-5. なお、米陸軍士官学校のソリス（Gary Solis）武力紛争法教授は、武力紛争法では標的殺害の定義はないしながらも、「逮捕が合理的に不可能であり直接敵対行為に参加している特定の文民の意図的殺害で、国際的又は非国際的武力紛争下に國家の指示と権威に基づく標的殺害」と定義している（Gary Solis, “Targeted Killing and the Law of Armed Conflict,” *Naval War College review*, Spring 2007, p.127, <http://www.usnwc.edu/Getattachment/764f1498-9f87-406c-b8e5-0068336aa9ed/Targeted-Killing-and-the-Law-of-Armed-Conflict--S.aspx>, 2013年4月16日アクセス）。

8) Complaint for Declaratory and Injunctive Relief (Violation of constitutional rights and international law-targeted killing), *Nasser Al-Aulaqi v. Barack H.Obama, Leon C.Panetta, Robert M.Gates*, U.S. District Court for the District of Columbia, Case:1:10-cv-01469, Assigned To: Bates, John D., Assign. Date:8/30/2010, http://www.aclu.org/files/assets/alaulaqi_v_obama_complaint_0.pdf, 2013年3月2日アクセス。

た同じく2012年2月1日にACLUは自ら原告となり、CIAと統合特殊作戦コマンド（Joint Special Operations Command, JSOC）によって実施されたアウラキ容疑者殺害に関するリスト（kill lists）と司法省法律顧問室が作成した標的殺害に関する覚書（DOJ's Office of Legal Counsel memo）の情報開示を司法省、国防省及びCIAに命じる裁判を米連邦地裁に提起した⁹⁾。そして、更に同年7月18日には、CIAと軍によって殺害されたアウラキ容疑者と16歳の息子及びサミール・カーン（Samir Khan）容疑者の各親族を原告に立て、国防長官、特殊作戦軍司令官等及びCIA長官による上記の標的殺害が、憲法修正第4条、同修正第5条及び司法手続を経ない私権剥奪を禁じた憲法権利条項にそれぞれ違反する旨の裁判を米連邦地裁に提起し、現在に至っている¹⁰⁾。

以上のように、ACLUは政府が行っている標的殺害について活発な訴訟活動を展開しているが、それとは異なる情報公開の視点からACLUが注目するもう一つの問題が、標的殺害の主役である無人機の存在である。ACLUは、アウラキ容疑者に関する訴訟を提起する以前の2010年1月13日、米国情報自由法（Freedom of Information Act, FOIA）に基づき、標的殺害のための無人機使用に関する法的根拠、軍やCIAが無人機の使用を決定するための規則や基準、無人機攻撃の頻度と殺害作戦による死傷者数といった情報に関する公開請求を国防総省、司法省、国務省及びCIAに対して行ったが、CIAのみ無人機攻撃計画に関する情報公開を拒否したため、ACLUは連邦巡回控訴裁判所に控訴している¹¹⁾。因みに国連のアルストン報告は、米国の標的殺害政策を無人機と空爆を主体とする行動様式と規定した上でCIAによる無人機プレデターのミサイル攻撃が2002年以降、報告されているだけでも120回以上に上っていると述べている¹²⁾。またP.ベルゲン（Peter Bergen）及びK.ティーデマン（Katherine Tiedemann）によれば、2004年から2009年までに当時のブッシュ政権は、パキスタン領内で44回の攻撃を承認し40日に1回の割合で実施したのに対して、オバマ政権になってわずか2年内に、それは4日に1回の割合で行われるようになり、敵の武装兵に対する殺害精度は85%に向上するまでになっているという¹³⁾。そして、米国において標的殺害と無人機が一体化したものとして進展してきた背景には、2001年に発生した9/11同時テロの教訓を踏まえ、2004年12月に成立し

合衆国憲法及び憲法修正条項の訳文は、米国大使館／アメリカンセンター・レファレンス資料室編『米国司法制度の概説』（電子版、2012年7月、<http://aboutusa.japan.usembassy.gov/pdfs/wwwf-outline-legal.pdf>、2013年3月2日アクセス）を参照。なお、この訴えは2010年12月7日に却下された。また拙稿「米国の無人機による新たな軍事行動について」（『防衛研究所紀要』第15巻第1号19-20頁）では提訴の時期を2010年9月としたが、本文記述のとおり米連邦地裁に受理された2010年8月30日に訂正する。

- 9) Complaint for Injunctive Relief, *American Civil Liberties Union and the American Civil Liberties Union Foundation v. U.S. Department of Justice, including its component the office of Legal Counsel, U.S. Department of Defense, including its component U.S. Special Operations Command, and Central Intelligence Agency*, U.S. District Court Southern District of New York, 12 CIV 0794, FEB 01 2012, http://www.aclu.org/files/assets/tk_foia_complaint.pdf 2013年3月2日アクセス。
- 10) Complaint (Violation of Fourth and Fifth Amendments and Bill of Attainder Clause-targeted killing), *Nasser Al-Aulaqi and Sarah Khan v. Leon C. Panetta, William H. McRaven, Joseph Votel, David H. Petraeus*, U.S. District Court for the District of Columbia, Case 1:12-cv-01192-RMC Document 3 Filed 07/18/12, http://www.aclu.org/files/assets/tk_complaint_to_file.pdf, 2013年3月2日アクセス。
- 11) American Civil Liberties Union, *Request under Freedom of Information Act/ Expedited Processing Requested*, January 13, 2010, <http://www.aclu.org/files/assets/2010-1-13-PredatorDroneFOIARequest.pdf> 及び ACLU, Predator Drone FOIA, <http://www.aclu.org/national-security/predator-drone-foia>, いずれも2013年3月4日アクセス。
- 12) A/HRC/14/24/Add.6, p.7. また同報告は、最初の無人機による攻撃が2002年11月3日のイエメンにおけるアルカイダ指導者に対して行われたとしている。
- 13) Peter Bergen and Katherine Tiedemann, "Washington's Phantom War : The Effects of the U. S. Drone Program in Pakistan," *Foreign Affairs*, July/August 2011, pp.12-13.

た情報改革及びテロ防止法（The Intelligence Reform and Terrorism Prevention Act）により CIA と国防総省（米中央軍及び米特殊作戦軍）が連携強化を図ってきた経緯を見逃すことはできない¹⁴⁾。

いずれにしても無人機による標的殺害は、今や国際安全保障上の重要な調査研究対象と見なされるとともに、これまで述べてきた米国内における政府と ACLUとの間の一連の争訟は、これから考査しようとする米国の標的殺害に係る問題と政策としての今後のるべき姿を考察する重要な手がかりを提供している。

2. 標的殺害手段の問題

ブルッキングス研究所のバイマン（Daniel Byman）上級研究員によれば、パレスチナのテロ・グループに対するイスラエルの標的殺害の結果、2001年に75名、2002年に185名に達していた市民の犠牲者が2005年には、わずか21名に激減したとされる¹⁵⁾。また、その歴史的戦例とされる山本五十六・海軍提督（Adm. Isoroku Yamamoto, Commander in Chief of the Japanese Combined Fleet）に対する米国の標的殺害は、当時の我が国にとって戦局の転換を意味するほどの決定的な影響をもたらしたと言われる¹⁶⁾。しかし、その多大な効果の反面、現在行われている標的殺害においては、①一般市民の付隨的被害（Collateral damage）、②友軍に対する誤射（Friendly fire）、及び③新たな戦闘ストレス（Whiplash transition）といった問題が、それに伴う深刻な事態と認識されているのも事実である。

その第1の問題である一般市民の付隨的被害をめぐっては、昨年4月にACLUがCCRとともに国防総省等の政府機関に対して行った情報公開請求を挙げることができる。それは、米国が2009年12月17日にイエメンで行った巡航ミサイル攻撃によって、少なくとも21名の児童と14名の女性を敵の交戦団体と誤認して殺害するに至った事件をめぐる情報公開請求において、ミサイル攻撃の国内法及び国際法上の根拠やそのための政策決定プロセス等のほか、特に攻撃現場に所在した児童や女性を含む一般市民に対する政府の情報認識、一般市民の被害を局限する政府の法的義務に基づく措置、被害者遺族への生命・財産賠償及びミサイル攻撃に対する責任を隠蔽するために政府がとった措置など一般市民の付隨的被害に関する情報を強調していることにも表れている¹⁷⁾。

また、前記国連のアルストン報告も、標的殺害のための無人機の使用が必然的に標的とされた人

14) Richard A. Best Jr. and Andrew Feickert, Special Operations Forces (SOF) and CIA Para-Military Operations : Issues for Congress, CRS Report for Congress RS22017, December 6, 2006, pp.3-4. <http://www.fas.org/sgp/crs/intel/RS22017.pdf>、2011年4月28日アクセス。

15) Daniel Byman, "Do Targeted Killings Works?," *Foreign Affairs*, Vol.85 No.2 (March/April 2006), p.103.

16) 山本提督の標的殺害に関する著者であるグリンズ元米空軍大佐によれば、「山本は国民的英雄であり、全ての将来の海上作戦計画の立案は、今や彼の責任とされていた。海軍軍令部総長の永野修身提督が、理論上は連合艦隊司令長官である山本に命令を発する権限を持っていたが、真珠湾の成功により実際は山本が将来の海上作戦を計画していた。」(Carroll V. Glines, *Attack on Yamamoto*, Schlffer Publishing, Ltd., 1993, p.54.) とされ、その殺害がいかにに戦争遂行上絶大な効果を有するものであったかを強調している。また暗号解読された山本提督の前線観察計画をニミッツ提督に報告した米海軍諜報将校は、山本提督を仕留めれば国民は気絶状態に落ち込むと説明している（バーク・ディヴィス著、吉本晋一郎訳『山本五十六死す－山本長官襲撃作戦の“演出と実行”』原書房、1976年、8頁）。当時の外交評論家・清沢冽が「山本元帥の死は非常なショックであった。」(同『暗黒日記』、岩波書店、2004年、36頁)と記し、また当時の政府が同提督の死に対し国葬という国家行事をもって応えたことは、それを裏付けるものといえる。

17) American Civil Liberties Union, *Request under Freedom of Information Act/Expedited Processing requested*, April 17, 2012, http://www.aclu.org/files/assets/al-majalah_missile_foia.pdf、2013年3月2日アクセス。

物の近傍に所在する一般市民の無差別殺傷を伴うことから、それが国際人道法上の重大な争点となっているとした上で、無人機の性能向上にもかかわらず標的から数千マイルも離隔した操作チームの能力には限界があることを指摘している¹⁸⁾。なおイエメンにおける上記の誤爆事件と同じ年に、パキスタン国内でCIAが無人機によりタリバン指導者を殺害した際は、その場にいた親族などを含む一般市民11名が死亡したほか、その標的殺害に関する2008年6月から1年間に未遂に終わった9回の無人機による攻撃で、その都度数名から数十名に及ぶ一般市民の犠牲者が生じ、その中には10名の児童と4名の部族長も含まれていたとされる¹⁹⁾。しかも標的とされたタリバン指導者が、多くの現地住民が集まる葬式会場に姿を現すことがあったという不確実な情報だけで、その場にミサイルを撃ち込むという行為が、イスラムの神聖な宗教儀式を破壊し、現地住民の反感を煽るだけでなく、親米国家とされてきたパキスタンを反米勢力の側に追いやりかねない危険性を秘めていることは明らかであり、専門家が指摘するように今や無人機の使用が紛争を終結させる手段としてではなく、むしろ新たな紛争を引き起こす原因となっていると言われても仕方がないであろう²⁰⁾。

そして、標的殺害が提起する第2の問題は、友軍に対する誤射である。それは2011年4月6日アフガニスタン南部のヘルマンド州において武装勢力と交戦中の2名の海兵隊及び海軍の衛生兵が、米本土の空軍基地において遠隔操作された無人攻撃機プレデターの誤ったミサイル攻撃を受けて死亡するという米軍初の無人機による誤射事件が生起したことで、その問題は現実のものとなった。因みに、湾岸戦争時の友軍に対する誤射を取り上げた研究によれば、その原因は攻撃目標の誤認によるほか、地形・気象、視界、作戦規模、進化した技術の物理的影響や兵士の不注意、戦闘ストレス、訓練不足、射撃の統制・調整の欠如といった人為的なミスが複合的に関係しているとされる²¹⁾。

それでは、今回の誤射事件に関する軍の調査結果は如何なるものであろうか。米軍機関紙が情報自由法に基づき入手した385頁に上る国際治安支援部隊（ISAF）の調査報告書によれば、7項目からなる結論の概要は次のとおりである²²⁾。

- a 兵士2名の死亡は友軍誤射によるものであり、彼ら自身の過失ではない。
- b 友軍誤射の原因是包括的な状況認識の欠如と正確な部隊位置の周知不徹底にある。

- 18) A/HRC/14/24/Add.6, pp.24-25. なお米空軍無人航空システム・タスクフォース（任務部隊）代表を務める上級幹部は、無人機による空爆で多くの市民が犠牲になっているのではとの質問に次のように答えている。「我々の基準では、五メートル以上目標を外した場合は誤爆だ。それで考えると正確性は約九五%だ。(略)個人的な意見だが、市民の被害は最小限だと思う。非常に注意深く任務をこなしているという自信がある」(大治朋子『勝てないアメリカ「対テロ戦争」の日常』岩波新書、2012年、188-189頁)。
- 19) Jane Mayer, "The Predator War : What are the risks of the C.I.A.'s covert drone program ?" *The New Yorker*, October 26, 2009, http://www.newyorker.com/reporting/2009/10/26/091026fa_fact_mayer、2011年4月28日アクセス。
- 20) Ibid. ベルゲン・ティーデマン論文によれば、米国の無人機攻撃に対するパキスタン民衆の支持は極めて低く、2009年のギャラップ調査では支持率はわずか9%、また2010年のニュー・アメリカ財団の調査でもそれは10%に止まっている(Bergen and Tiedemann, "Washington's Phantom War," p.14)。
- 21) Charles R. Shrader, "Friendly Fire : The Inevitable Price," *Parameters*, Vol.22, No.3, Autumn 1992, pp.29-32.
- 22) Jill Laster and Ben Iannotta, "Hard lessons from Predator strike gone wrong," *Military Times*, Feb 19, 2012, <http://militarytimes.com/news/2012/02/air-force-hard-lessons-from-predator-strike-gone-wrong-021912w/>、2013年3月12日アクセス。また調査報告書については次を参照。Headquarter, Regional Command (South West), International Security Assistance Force, Camp Leatherneck, Afghanistan, Subj : Summary of the Command Investigation into the Friendly Fire Incident on 6 April 2011 in Regional Command-Southwest (RC-SW), 25 APR 11, <http://s3.documentcloud.org/document/295339/new-redacted-roi.pdf>、2013年3月12日アクセス。

- c 射撃支援機能は指揮官の状況把握に資する一層効果的な統合運用が可能であった。
- d 無人機攻撃に参画した者は、標的地域の人員が敵であると確信していた。
- e 敵の位置については、一度も共通の確認が得られなかった。
- f 無人機の指揮統制組織や地上基地の内部手続、作戦規定、通信機能は見直す必要がある。
- g 死亡した兵士2名の救命処置は必要十分かつ適時に行われた。

そして調査報告書は、これに続いて5項目の勧告意見を次のように列挙している²³⁾。

- a 地上指揮官の全体的な状況認識に資する射撃支援機能の早期かつ正確な統合運用
- b 動的かつ各個分散した戦術環境における彼我の配置に関する状況認識と追跡探知
- c 非伝統的な戦術環境における兵器開発と標的優先
- d 情報・監視・偵察（ISR）と攻撃運動に関する無人機の役割の統合
- e 各個分散した戦闘における位置情報の報告

今回の無人機初の誤射事件に関する調査結果の概要は以上の通りであり、これらは既に湾岸戦争時の友軍誤射に関する前記研究で明らかにされた、攻撃目標の誤認や射撃の統制・調整の欠如といった人為的ミスの複合の延長線上に位置するものと言っても過言ではない。

しかも今回の事件が、無人機からのミサイル射撃を担当した加害者が属する空軍と、誤射による被害者が属する海軍・海兵隊という異軍種間で起きたことを考えるならば、誤射についての軍の認識は十分とは言い難い。かつてイラク、アフガニスタンにおいて陸海空軍等異なる軍種にまたがる統合作戦を行ってきた米軍にとって、指揮通信が交錯する作戦地域の実相を踏まえるとき、無人機システムの統合一元化は喫緊の課題である。そのため、国防総省が2005年の無人機システムに関するロードマップに続いて、2007年及び2009年に相次いで陸海空の各種無人システムに関するロードマップを策定し、その統合一元化に向けた将来構想を確立したのは当然の結果と言える²⁴⁾。しかし、これらのロードマップのどこにも、友軍誤射に関する記述は見当たらない。また、2007年のロードマップでは、無人システムにおける操作員の役割の重要性が強調されてはいるものの、それはあくまでシステム能力の最大発揮のためとされ、友軍誤射を如何に未然に防止するかといった視点によるものではない²⁵⁾。

最後に、標的殺害が提起する第3の問題は、新たな戦闘ストレス（Whiplash transition）の発症と

23) Ibid.

24) 2005年の無人機システムに関するロードマップでは、国家領空システムにおける無人飛行の統合の必要性、無人機による情報収集を優先した一元的な指揮統制の必要性及び無人機システムの統合とその相互運用性の向上が今後の課題として指摘されている（U.S. Department of Defense, *Unmanned Aircraft System (UAS) Roadmap 2005-2030*, August 4, 2005, p.68, http://www.fas.org/irp/program/collect/uav_roadmap2005.pdf、2013年3月14日アクセス）。また2007年及び2009年の無人システムに関するロードマップについては次を参照。U.S. Department of Defense, *Unmanned Systems Roadmap (2007-2032)*, December 10, 2007, p.23, <http://www.fas.org/irp/program/collect/usroadmap2007.pdf>、U.S. Department of Defense, *FY2009-2034 Unmanned System Integrated Roadmap*, April 6, 2009, <http://www.acq.osd.mil/sts/docs/UMSIntegratedRoadmap2009.pdf>、いずれも2013年3月16日アクセス。

25) U.S. Department of Defense, *Unmanned System Integrated (2007-2032)*, p.52.

その影響である。無人機によるミサイル攻撃を実施している米空軍において、その操作を担当する兵士は今までに経験したことのない特有の戦闘ストレスに直面していると言われている。米本土に位置するコントロール・ステーションに居ながらにして、数千キロも離れたアフガニスタン上空を飛翔する無人機を操作してミサイル攻撃を行い、スクリーンに映し出された血生臭い戦場シーンを目の当たりにした兵士が任務を終えて帰宅し、今しがた目にした悲惨な光景が平和な家庭環境に戻った後も残像として止まり、そのあまりにもかけ離れた環境の激変に脳が対処できないまま心的外傷となって徐々に兵士を精神的に蝕んでいるとされる²⁶⁾。

それでは米軍は、このような兵士が直面している問題を、いかに考えているのであろうか。無人機部隊司令官を務め、自らも大学で心理学を修めたある米空軍大佐は、無人機の操作が戦闘機パイロットに比べ、攻撃による凄惨な情景の一部始終を目の当たりにする事実は認めるものの、操作員に生じている新たなストレスについては家庭内の問題が原因と断言するのみである²⁷⁾。そして、このような事実を踏まえるならば、新たな戦闘ストレスに対する軍の認識は否定的と言わざるを得ない。しかし、それは果たして操作員個人の問題として片付けられるべきものであろうか。ブルッキングス研究所のシンガー（Peter W. Singer）上級研究員は、無人機の操作員に特有の戦闘ストレスの問題が軍内部で全く注目されていないとする女性下士官の訴えを紹介するとともに、前掲の無人機部隊司令官も操作員のストレスを緩和するため、カウンセリングを行う軍聖職者がテキサス州などにある無人機部隊の駐屯基地に派遣されたことを認めている²⁸⁾。かつてコーナム（Kory Cornum）米空軍大佐が、我々は現実の世界で戦争するための数千年に及ぶデータは持ち合わせているものの、仮想の世界で戦争するためのそれはわずか数年分しか持ち合っていない、と述べているように新たな戦闘ストレスは、未だ軍にとっては仮想の問題にすぎないのかもしれない²⁹⁾。

このような中において2011年4月に米軍初の無人機による友軍誤射事件が発生したことは、仮想の世界の人為的ミスが現実の世界と無関係ではあり得ないことを改めて知らしめるものと言える。因みに今回の友軍誤射事件が起きる7年前の2004年12月に米連邦航空局に属する民間航空医学研究所は、当時米軍で運用されていた各種無人機の事故を調査し、その中で人為的要因が及ぼす影響について興味ある分析を行っている。それは、陸軍や海軍の無人機の事故に占める人為的要因の割合が21～47%に止まっていたのに対し、空軍の無人機プレデターのそれが67%と他に比べて高く、し

26) William Saletan, "Ghosts in the Machine : Do Remote-Control War Pilots Get Combat Stress?," *Slate*, August 11, 2008, http://www.slate.com/articles/health_and_science/human_nature/2008/08/ghosts_in_the_machine.html、News, views and contacts from the global Air Force industry, "Come in Ground Control : UAVs From the Ground Up," *air-force technology.com*, November 17, 2010, <http://www.air-force-technology.com/features/feature101998/>、いずれも2013年3月16日アクセス。またブルッキングス研究所のシンガー（Peter W. Singer）上級研究員も、従前の戦争において兵士は帰宅することも許されず、家族との再会もままならなかつたのに比べ、無人機を操作する兵士は、1時間の勤務で戦争に従事し、それが済めば帰宅して家族と団らんできる反面、むしろアフガン駐留部隊よりも戦闘ストレスが高く、肉体的かつ精神的疲労や虚脱感の増幅及び家族関係の破綻に悩まされていることを問題視している（Marc Pitzke, "Interview with Defense Expert P. W. Singer," *Spiegel Online*, March 12, 2010, <http://www.spiegel.de/international/world/interview-with-defense-expert-p-w-singer-the-soldiers-call-it-war-porn-a-682852.html>、2013年3月16日アクセス）。

27) Scott Lindlaw, "UAV Operations Suffer War Stress," *Air Force Times*, August 7, 2008, http://www.airforcetimes.com/news/2008/08/remote_stress_080708/、2013年3月16日アクセス。

28) Nic Robertson, "Remote Warfare Ushers New Kind of Stress," *CNN.com/world*, July 24, 2009, <http://edition.cnn.com/2009/WORLD/Americas/07/23/wus.warfare.pilots.uav/index.html>、2013年3月16日アクセス。

29) Ibid.

かもその人為的要因の75%が操作員のエラーに関係していたというものである³⁰⁾。つまり、現在行われているプレデターによるミサイル攻撃は、操作員の精神状態の影響を受ける割合が高く、このことは新たな戦闘ストレスが操作員の正常な判断を妨げる危険要因となり得ることを意味している。そして、このことは取りも直さず、新たな戦闘ストレスが無人機の作戦行動に及ぼす影響を否定してきた軍の認識に再考を促すものと言えるであろう。

3. 標的殺害政策の問題

現在の米国が、標的殺害を対テロ戦争の主要な政策と位置付けていることには議論の余地がない。2010年3月の米国国際法学会において当時のハロルド・コー（Harold Hongju Koh）国務省法律顧問は、無人機を使用した米国の標的殺害作戦が戦争法を含む全ての適用法規に則っていると述べた上で、現政権の標的殺害は合法と結論付けた³¹⁾。また2012年には、当時のホルダー（Eric H. Holder Jr.）司法長官、ブレナン大統領補佐官、ジョンソン（Jeh Charles Johnson）国防総省法律顧問、及びプレストン（Stephen W. Preston）CIA法律顧問が、それぞれ政府による標的殺害あるいは殺害作戦の合法性を相次いで表明している³²⁾。

しかし、いくらこのように政府要人が標的殺害の正当性を主張してみても、本論文冒頭で紹介したように報道機関による政府の非公開報告文書の暴露に見られる政策の不透明性が払拭されない限り、それに対する内外世論の支持を得ることは容易ではない。そして、そのような政策の不透明性を反映しているのが、①標的殺害の担任区分、②標的殺害対象の条件、及び③標的殺害の効果という問題であり、これを明らかにすることは米国の標的殺害政策が今後いかなる方向に進展していくのかを知る手掛かりになるものと考える。

その第1の問題である担任区分の不透明性については、9/11同時テロを契機とするCIAと軍の一体化を指摘することができる。標的殺害の主要な手段である無人機をめぐり、当時のテネット（George J. Tenet）CIA長官は、既に2000年に空軍とCIAの間に無人機プレデターへのミサイル搭載による武装化の試みが開始され、その後国防総省との間で指揮通信、ミサイル発射基準、同発射権限、ミサ

-
- 30) Kevin W. Williams, *A Summary of Unmanned Aircraft Accident/Incident Data : Human Factors Implications*, DOT/FAA/AM-04/24, Office of Aerospace Medicine, Washington, DC20591, Civil Aerospace Medical Institute, Federal Aviation Administration, December 2004, p.10, http://www.uavm.com/images/Accident_DATA_FAAs_on_UAVs.pdf、2013年3月16日アクセス。
- 31) Harold Hongju Koh, "The Obama Administration and International Law," speech at Annual Meeting of American Society of International Law, Washington, DC, March 25, 2010, <http://www.state.gov/s/l/releases/remarks/139119.htm>、2013年3月17日アクセス。
- 32) ホルダー司法長官についてはノースウエスタン大学法科大学院における講演（Council on Foreign Relations, "Holder's Speech on Targeted Killing, March 2012," March 5, 2012, <http://www.cfr.org/terrorism-and-the-law/holders-speech-targeted-killing-march-2012/P27562>）。ブレナン大統領補佐官についてはウッドロー・ wilson 国際学術センターにおける講演（Council on Foreign Relations, "Brennan's Speech on Counterterrorism, April 2012, <http://www.cfr.org/counterterrorism/brennans-speech-counterterrorism-april-2012/p28100>）。ジョンソン国防総省法律顧問についてはイェール大学法科大学院における講演（Council on Foreign Relations, "Jeh Johnson's Speech on "National Security Law, Lawyers and Lawyering in the Obama Administration", February 22, 2012, <http://www.cfr.org/national-security-and-defense/jeh-johnsons-speech-national-security-law-lawyers-lawyering-obama-administration/p27448>）。プレストン CIA 法律顧問についてはハーバード大学法科大学院における講演（Council on Foreign Relations, "CIA General Counsel Stephen Preston's Remarks on the Rule of Law, April 2012," April 10, 2012, <http://www.cfr.org/rule-of-law/cia-general-counsel-stephen-preston-remarks-rule-law-april-2012/p27912>）。

イル攻撃の成功不成功に伴う影響等に関する協議を経て、翌年10月7日には受入国の承認の下にアフガニスタンにおいて最初の無人機による攻撃任務が実行されたことを明らかにしている³³⁾。また、9/11国家委員会は、秘密作戦等の準軍事活動（Paramilitary operations）の指揮実行責任を国防総省へ移行させるべきとの勧告を行うとともに、議会上下両院は準軍事活動の責任を国防総省が米特殊作戦軍（U.S. Special Operations Command, USSOCOM）に割り当て、国防・CIA両長官が合同で準軍事活動の計画立案を行う必要があるとしている³⁴⁾。

それでは、米特殊作戦軍の準軍事活動の実態とは如何なるものであろうか。この点について米議会調査局は、CIAとの合同による特殊作戦部隊の活動が伝統的なCIAの秘密活動よりも透明性と議会の監視が得られず、また特殊作戦部隊が、軍事作戦に設けられた諸々の束縛を回避するためUSSOCOMよりもCIAの統制下で活動していることを問題視している³⁵⁾。そして、このことは標的殺害政策に対する世論の不信感を増幅させるだけでなく、一隊員の犯した戦争法規違反が、現地の反米感情を一気に悪化させる危険性を秘めていることを意味する。これについて軍法務官のカレン（Peter M. Cullen）米陸軍大佐が、CIAの指揮する標的殺害が常態化している現実を踏まえ、当該作戦は軍事要員のみで実施されるべきであり、標的殺害は常に戦争法に従わなければならぬと提言していることは傾聴に値する³⁶⁾。

次に第2の問題である、誰を標的殺害の対象とするかという条件について見るならば、米政府の考えに解釈の不透明性がつきまとっていることは否定できない。因みに現在、米国が対テロ戦争の一環として行っている標的殺害の合法性を主張する政府要人の多くが、その合法性を裏付ける戦例として第二次大戦下の1943年に米軍が行った山本五十六提督搭乗機の撃墜を挙げている。

「真珠湾攻撃の立案者であり、ミッドウェーの戦いにおける敵部隊の指揮官を米軍機が撃墜したことは合法的な作戦であり、もしそれが今日実行されたとしても同じである。」

（ハロルド・コー国務省法律顧問）

「一人の身元確認された軍事目標の法的評価は2012年と1943年でいかなる違いもない」

（ジョンソン国防総省法律顧問）

「我々は、第二次大戦間のドイツや日本の指揮官のように敵の指導者を殺害部隊の標的とする権

33) National Commission on Terrorist Attacks upon the United States, "Written Statement for the Record of the Director of Central Intelligence Before the National Commission on Terrorist Attacks Upon the United States," March 24, 2004, pp.15-16, http://www.9-11commission.gov/hearings/hearing8/tenet_statement.pdf, 2011年4月28日アクセス。

34) Richard A. Best, Jr. and Andrew Feickert, *Special Operations Forces (SOF) and CIA Paramilitary Operations : Issues for Congress*, Congressional Research Service, January 4, 2005, p.5, <http://www.fas.org/man/crs/RS2017.pdf>, 2013年3月20日アクセス。なお準軍事活動とは、米国の軍隊の一部ではない将校及び従事者を有するCIAによって指揮された活動とされ、特に軍人が一時にCIAに配属されたり、CIA要員が一時に軍事指揮官の下で直接、活動に従事する場合があるとされる（Richard A. Best, Jr. and Andrew Feickert, *Special Operations Forces (SOF) and CIA Paramilitary Operations : Issues for Congress*, Congressional Research Service, August 3, 2009, p.1, <http://www.fas.org/sgp/crs/natsec/RS2017.pdf>, 2013年3月20日アクセス）。

35) Andrew Feickert and Thomas K. Livingston, *U.S. Special Operations Forces (SOF) : Background and Issues for Congress*, Congressional Research Service, December 3, 2010, pp.8-10, http://www.ndia.org/Advocacy/LegislativeandFederalIssuesUpdate/Documents/December2010/CRS_SOF.pdf, 2013年3月20日アクセス。

36) Peter M. Cullen, "The Role of Targeted Killing in the Campaign against Terror," Strategy Research Project, U.S. Army War College, pp.9-10, <http://www.dtic.mil/cgi-bin/GetTRDoc?AD=ADA471529>, 2013年3月20日アクセス。

限を保持している。」

(ブレナン大統領補佐官)

「(アルカイダの上級作戦指導者を標的とすることは完全に合法であり、) このことは前例なき発想ではない。実際、第二次大戦間に米国は、真珠湾攻撃及びミッドウェーの戦いにおける日本軍の司令官である山本五十六提督機を探知し、彼が搭乗していたことから撃墜した。私が上院司法委員会で、オサマ・ビン・ラディン殺害作戦について説明したように、その同じ戦例は今日にも適用される。」

(ホルダー司法長官)³⁷⁾

そして、これを前掲の NBC ニュースが報じた司法省の非公開報告文書において標的殺害対象の条件とされた、「アルカイダ又はそれと連携する軍事組織の上級の作戦指導者」を「旧日本海軍の上級の作戦指導者」と置き換えるならば、上記の政府要人達の主張に誤りはないと言えるであろう。

それでは、実際にこれまで標的として殺害されたのは、いかなるレベルの人物であろうか。確かに米国連邦捜査局 (Federal Bureau of Investigation, FBI) が、9/11同時テロ直後の2001年10月に公表した『最重要指名手配テロリスト (FBI Most Wanted Terrorists)』の22名の中にはオサマ・ビン・ラディン (Osama bin Laden) 容疑者の外に、その後継者と目され、アルカイダ軍事部門の長の地位にあったモハメド・アテフ (Mohammed Atef) 容疑者のように司法省の非公開報告文書における標的殺害対象としての条件を満たし、実際にその後、無人機からのミサイル攻撃を受けて殺害された人物もいる³⁸⁾。しかし、他方ワシントン・ポスト紙 (電子版) は、パキスタンでは「単なる下級の兵士」 (mere foot soldiers) に対する標的殺害が増加するとともに、標的殺害の94%がそのような下級の戦士とする専門家の指摘を紹介している³⁹⁾。因みに、調査を行った米国のシンクタンクであるニュー・アメリカ財団によれば、パキスタン領内で無人機攻撃により殺害されたテロ指導者と一般的のテロ戦士の数は、2004～2007年の間に前者が3名に対し、後者が43～76名、以下同様に2008年14名対157～265名、2009年10名対241～508名、2010年8名対555～960名、2011年10名対304～488名、2012年6名対197～317名、そして2013年2月11日現在、4名対44～53名であり、これらは殺害された指導者数がいかに少ないかを如実に物語っている。そして、この事実を踏まえるならば山本提督の撃墜例をもって今日の標的殺害対象の条件の論拠とする米政府要人の主張は、論理一貫性に欠けると言わざるを得ない⁴⁰⁾。しかも、一般的のテロ戦士を対象にした標的殺害作戦が今後も継続されるならば、その条件は有名無実化するのみならず政策としての一貫性、計画性及び合理性も失われ、現場

37) Koh, op.cit., Johnson, op.cit., Brennan, op.cit., Holder, op.cit.

38) 2001年の『最重要指名手配テロリスト』公表については次を参照。CNN U.S., "Most wanted terrorists' list released," CNN, October 10, 2001, http://articles.cnn.com/2001-10-10/us/inv.mostwanted.list_1_saif-al-adel-abdul-rahman-yasin-ahmed-khafan-ghailani?_s=PM:US, 2013年3月24日アクセス。なお現在の『最重要指名手配テロリスト』についてはFBIホームページ (http://www.fbi.org/wanted/wanted_terrorists) を参照。またモハメド・アテフ容疑者の殺害については次を参照。Mike Boettcher and David Ensor, "Reports suggest al Qaeda military chief killed," CNN, November 17, 2001, <http://web.archive.org/web/20090611144314/http://archives.cnn.com/2001/WORLD/asiapcf/central/11/17/ret.atef.reports/index.html>, 2013年3月24日アクセス。

39) Greg Miller, "Increased U.S. drone strikes in Pakistan killing few high-value militants," The Washington Post, February 21, 2011, <http://www.washingtonpost.com/wp-dtn/content/article/2011/01/20/AR2011022002975.html>, 2013年3月24日アクセス。

40) New America Foundation, Counterterrorism Strategy Initiative, *The Year of the Drone : An Analysis of U.S. Drone Strikes in Pakistan 2004-2013*, <http://counterterrorism.newamerica.net/drones> 及び New America Foundation, Counterterrorism Strategy Initiative, *The Year of the Drone : Leaders killed*, <http://counterterrorism.newamerica.net/about/militants>、いずれも2013年3月24日アクセス。

の判断に引きずられた統制なき標的殺害を許容する結果となり、延いてはテロ戦士の最後の一人が地上から姿を消すまで作戦行動は止むことがないであろう。

そして、政策の不透明性を表す第3の問題が、標的殺害の効果である。米国が今後も、標的殺害の対象者1人あたり100万ドル以上もかかる無人機によるミサイル攻撃を、下級のテロ戦士層に対しても指向し続けるならば、その費用対効果は疑問視せざるを得ない⁴¹⁾。しかも、それは標的殺害手段の問題で指摘したように、一般市民の付隨的被害や友軍に対する誤射がもたらす反米感情の増幅や部隊間の信頼関係の破綻といった悪影響をもたらしかねないだけではなく、新たな武力紛争の原因ともなりかねない危険性を秘めている。その好例が昨年暮れにイスラエルが行ったイスラム原理主義組織ハマスの軍事部門最高幹部に対する標的殺害である。

2012年11月14日イスラエル軍は、ハマスの実効支配するパレスチナ自治区ガザを戦闘機でミサイル攻撃し、ハマス軍事部門トップのジャバリ（Ahmed al-Jabari）司令官を殺害するや、これを契機にハマス側は翌15日ロケット弾による報復攻撃を行い、30発以上はイスラエルの対空防衛システムによって撃墜されたものの、3発のロケット弾が初めて同国最大の商業都市テルアビブ周辺にまで飛来するに至った⁴²⁾。その後、イスラエル側は3万人規模の地上軍によるガザ侵攻の立案に着手するとともに、ハマス側もイスラエルが首都と主張するエルサレム郊外のヨルダン川西岸に初めてロケット弾1発を着弾させるなどロケット弾攻撃を継続し、事態は本格的な武力紛争に発展する現実性を帯びてきたものの、エジプト、米国、国連等の働きかけが功を奏し、イスラエルとハマスの双方は11月21日停戦合意にこぎつけたのである⁴³⁾。

これは、本来武力紛争の火種となりかねない敵対勢力の軍事部門トップを除去することによって、紛争を終結させることを企図した標的殺害が、反って自ら新たな武力紛争の火種となる結果を招いた好例と言えるであろう。そして、これとは対照的に2013年3月21日、30年間に亘ってトルコ政府に対する武力闘争を指導してきたクルド労働者党（Kurdistan Workers' Party, PKK）のオカラーン（Abdullah Ocalan）氏は、「銃砲に代わる政治という新しい時代が最前線に到来した」と述べて、トルコ政府との停戦と指揮下にある戦闘要員のトルコ領内からの退去を宣言するとともに、2日後にはPKKのカラユラン（Murat Karayilan）野戦司令官が、オカラーン氏の宣言を正式に認めるビデオ声明を発したことが報じられた⁴⁴⁾。もし彼らが、過去において標的の対象とされ、ミサイル攻撃等によって殺害されていたとするならば、恐らくトルコ政府とPKKの関係は今とは異なった事態となって

41) Miller, op.cit.

42) 産経新聞（大阪版）、平成24年11月15日付朝刊、同16日付朝夕刊。なおジャバリ氏はハマスのガザ支配後、同地における軍事部門の創設者として中隊、大隊及び旅団の部隊編成に取り組んだという（Isabel Kershner and Fares Akram, "Ferocious Israeli Assault on Gaza Kills a Leader of Hamas," *The New York Times*, November 14, 2012, <http://www.nytimes.com/2012/11/15/world/middleeast/israeli-strike-in-kills-the-military-leader-of-hamas?pagewanted=all>, 2013年4月11日アクセス）。

43) 同上、平成24年11月18日付朝刊、同19日付朝刊、同20日付夕刊、同21日付朝刊、同22日付朝刊。なおフランス通信（AFP）によれば、ガザでは8日間のイスラエル軍の空爆で155人が死亡、またイスラエル側では5人が死亡したという（産経新聞、平成24年11月22日付夕刊）。

44) Sebnem Arsu, "Jailed Leader of the Kurds Offers a Truce With Turkey," *The New York Times*, March 21, 2013, <http://www.nytimes.com/2013/03/22/world/Europe/kurdish-leader-declares-truce-with-turkey.html>, 2013年3月25日アクセス。Ayla Lean Yackley and Seyhmet Cakan, "Kurdish rebels declare formal ceasefire with Turkey," *Reuters*, March 23, 2013, <http://www.reuters.com/article/2013/03/23/us-turkey-kurds-idUSBRE92M06J20130323>, 2013年3月25日アクセス。

いたに相違ない。しかし、この一事をもって直ちに標的殺害の有効性を否定することは、国際政治の現実を無視した希望的観測と言わざるを得ない。なぜならPKK指導者のオカラーン氏は、軍事要員に対して北部イラクの山岳地帯にある基地への撤退を要請する一方、彼らに対して武装解除を命じてはいないからである⁴⁵⁾。そして、同じく米国とEUが依然としてPKKをテロ組織と見なしていることも忘れてはならない⁴⁶⁾。

4. おわりに

2011年5月1日深夜、オバマ大統領は、国民に対してビン・ラディン容疑者に対する標的殺害作戦が実施され、銃撃戦の末に同容疑者が殺害されたことを正式に発表した。大統領は、その中で米国の対テロ戦争がイスラムとの戦いではないこと、また同容疑者の死が対テロ戦争の終結を意味するものではないことを強調している⁴⁷⁾。しかも大統領が明らかにしているように、ビン・ラディン容疑者に対する作戦が国防長官ではなくCIA長官に対して命令されていたことも注目に値する⁴⁸⁾。なぜなら、同容疑者の標的殺害がUSSOCOMに所属する海軍特殊作戦部隊(SEALs)によって実行されたのは紛れもない事実であり、軍事力の行使が、CIA/military command arrangementという特異なプロセスを経て行われた点を議会が問題視したのは当然の結果と言える⁴⁹⁾。このことは取りも直さず、今までの無人機による標的殺害がCIAとUSSOCOMの連携の下に推進されてきた経緯を踏まえるならば、議会が指摘したように今後もこのようなCIAと軍の一体化したプロセスが、将来の標的殺害作戦を規定していくことを意味している。

そして、それから約2か月後の6月28日オバマ大統領は、ビン・ラディン殺害後の米国の対テロ戦争の方向性を定めた国家戦略(National Strategy for Counterterrorism)を策定するに至った。その中で特筆すべきは、米国的核心的価値を守護するために「人権の尊重」、「迅速に対応する政治の促進」、「私権・市民の自由・市民の権利の尊重」、「法の支配の支持」とともに「安全保障と透明性の均衡」を提唱し、それについて次のような説明を加えていることである。

民主的制度は、国家の諸問題についての透明性のある環境と公開の議論の中で最も良く機能

45) Arsuz, op.cit. なお『産経新聞』(平成25年3月22日付朝刊)は、見出しで「クルド指導者、武装放棄宣言」を、また文中において「武装闘争の放棄」という文言を使用しているが、正確には「停戦」(cease-fire)であって彼らが一方的に武装を放棄することは考えていない。

46) Yackley and Cakan, op.cit.

47) White House, "Remarks by the President on Osama Bin Laden," May 2, 2011, <http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2011/05/02/remarks-president-osama-bin-laden>, 2013年3月26日アクセス。

48) Ibid.

49) John Rollins, *Osama bin Laden's Death : Implications and Considerations*, CRS Report for Congress R41809, May 5, 2001, p.4, <http://www.fas.org/sgp/crs/terror/R41809.pdf>, 2013年3月26日アクセス。因みに、最近のCIAと軍の一体化の動きを明らかにしたNew York Times紙のマゼッティ(Mark Mazzetti)氏は、その最新刊において、9/11同時テロ以前の国防総省は非常に限られたスパイ活動しかできず、またCIAも殺害行為が公に認められていなかったが、それ以後は相互に活動の幅を広げ、今や両者は新たな米国流の戦争を行うために軍事・諜報複合体(military-intelligence complex)として現れるに至ったと述べている(Mark Mazzetti, *The Way of the Knife : The CIA, a Secret Army, and a War at the Ends of the Earth*, The Penguin Press, 2013, pp.4-5)。

する。可能な限りいかなる場所やいかなる時においても、米国はその人民に直面する脅威について入手可能な情報を提供し、その脅威を軽減する手段を講じるであろう。情報に精通した米国の民衆は、我々の力の源泉である。(略) だが、ときには情報を収集する要員、情報源及び手段・方法を防護するため、そしてテロリストの攻撃計画に対抗する我々の能力を守るために、一部の情報は開示から防護されなければならない⁵⁰⁾。

現在、政府が隠密に実行している標的殺害と、その同じ政府が政策の透明性を標榜している対テロ国家戦略を見比べたとき、果たしてどれだけの米国市民が自国の実施している標的殺害政策に理解を示すことができるだろうか。また政府は、対テロ戦争の力の源泉として、どれだけ情報に精通した米国市民の支持を獲得しているのだろうか。因みに、かつて標的殺害のためのガイドライン策定を提言した前出のカレン米陸軍法務官は、厳格な標的の決定を保証するための抑制均衡策の一環として、国民の信頼を獲得した一層透明性のある標的殺害政策が求められているとの指摘をもって、その論文を締め括っている⁵¹⁾。

確かに、9/11同時テロを計画、実行又は支援した国家や組織等に対する武力行使の権限を大統領に与えた2001年の米議会上下両院合同決議をもって、標的殺害政策を正当化する根拠と見なしていことは、前出の国務省法律顧問も明言しているとおりである⁵²⁾。然し、このことをもって政府の標的殺害政策への白紙委任と見なし、軍事作戦の機密保持の理由を盾に議会及び国民に対する説明は不要と考えるならば、今まで官民一体となり、国家が一丸となって取り組んできた米政府にとって、対テロ戦争の意義を自ら否定することにならないであろうか。この意味から、行政権力の監視役として議会は、標的殺害を発動できる状況及び軍隊を投入する時期を明らかにしたロードマップを大統領に示すために合同決議を修正するとともに、標的殺害の任務を命じる前にその決定の概要を議会に説明するよう大統領に要求すべきであり、これにより標的殺害は国民の信頼を得られるとするマックスウェル（Mark David Maxwell）米陸軍法務官の主張が、その政策としての透明性を担保する近道と考えるのは筆者だけであろうか⁵³⁾。

50) White House, National Strategy for Counterterrorism, June 2011, pp.5–6, http://www.whitehouse.gov/sites/default/files/counterterrorism_strategy.pdf, 2013年3月27日アクセス。

51) Cullen, op.cit., p.11.

52) Koh, op.cit. また2001年上下両院合同決議については次を参照。Public Law 107-40 107th Congress, Joint Resolution To authorize the use Of United States Armed Forces against those responsible for the recent attacks launched against the United States., Approved September 18, 2001.

53) Mark David Maxwell, "Targeted Killing, The Law, and Terrorists : Feeling safe ?," *Joint Force Quarterly*, Issue 64, 1st quarter 2012, p.129. 前掲のソリス米陸軍士官学校教授は、CIAも軍も誰を殺害し、その根拠は何かと言う説明はしないとの間に、「誰をなぜ殺すか」という説明義務はそもそも軍にはない。(略) 米国内なら行き過ぎがあれば警察官でも裁かれるが、戦場の司令官には、だれも口をはさむことができない」と答えた上で、国際世論が戦場に説明責任を持ち込むことにつながるとの期待を示している（大治、前掲書、189-191頁）。

なお最近、CIAの無人機による標的殺害を擁護する研究者の側から、適法でない標的殺害のリスクに対する過大評価と国家安全保障に対する過小評価を見直し、後者を重視した標的殺害のための新たな適正手続の必要性が提唱され、彼らは標的殺害の透明性と説明責任を強化することの必要性を指摘するアルストン報告の考えを否定している（Afshen John Radsan and Richard Murphy, "The Evolution of Law and Policy for CIA Targeted Killing," *Journal of National Security Law & Policy*, Vol. 5 (2012), p.461）。

一方、今年5月の国防大学における演説で、オバマ大統領が殺害作戦に対する議会の積極的関与に前向きな考えを明らかにしたこととは、注目に値する（The White House, Remarks by the President at the National Defense University, May 23, 2013, <http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2013/05/23/remarks-president-national-defense-university>、2013年5月24日アクセス）。